

姫路市営片山霊園墓地

使用者募集のご案内

【随時募集中】



■□■お問い合わせは■□■

姫路市役所名古山霊苑管理事務所

(姫路市名古山町1 4 番1 号)

TEL 0 7 9 - 2 9 7 - 5 0 3 0

姫路市役所香寺事務所

(姫路市香寺町中屋1 4 番地)

TEL 0 7 9 - 2 3 2 - 0 0 0 1

目 次

1	募集区画及び使用料・清掃料	1
2	申込み受付	1
3	申込みに際しての注意事項	2
4	申込みに必要な書類等	2
5	申込み受付から使用許可証発行までの流れ	2
6	永代使用料・永代清掃料について	3
7	霊苑使用許可証	3
8	墓碑の建立に際しての注意事項	3
9	その他の注意事項	4
①	使用許可の取消	4
②	使用権の消滅	4
③	墓地の返還について	4
	区画案内図	5～14
	所在地のご案内	15

1. 募集区画及び使用料・清掃料

(1) 募集する区画・・・片山霊園 姫路市香寺町土師 3 6 6 番地 9

1 区～9 区(5～14 ページ参照)

(2) 区画の種別及び永代使用料(市内居住者)・永代清掃料

区画の種別		永代使用料		永代清掃料
		一括納付	分割納付	
4 m ²	標準地	480,000円	504,000円	100,000円
	次地	504,000円	529,200円	100,000円
	角地	528,000円	554,400円	100,000円
6 m ²	角地	950,400円	997,920円	150,000円

(3) 標準地、次地、角地とは、次のとおりです。

角地	次地	標準地	標準地	標準地	標準地	次地	角地
----	----	-----	-----	-----	-----	----	----

※貸付区画の図面は名古屋山霊苑管理事務所および香寺事務所に用意していますので、空き区画の状況をご確認ください。

※市外居住者の永代使用料は、上記の 50% 増です。

※市内居住者とは、申込み時点において、3 ヶ月以上継続して本市に住所を有する(住民登録をしている)方です。

2. 申込み受付

(1) 受付場所 ㊟ 6 7 0 - 0 0 5 1 姫路市名古屋山町 1 4 番 1 号

姫路市役所名古屋山霊苑管理事務所 ☎ 079-297-5030

㊟ 6 7 9 - 2 1 4 4 姫路市香寺町中屋 1 4 番地

姫路市役所香寺事務所 ☎ 079-232-0001

(2) 受付日時 9 時から 1 7 時 (1 2 時から 1 3 時までの間は除く)

(土曜日・日曜日・祝祭日及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日、2 月 1 日から 3 月 3 1 日は除く)

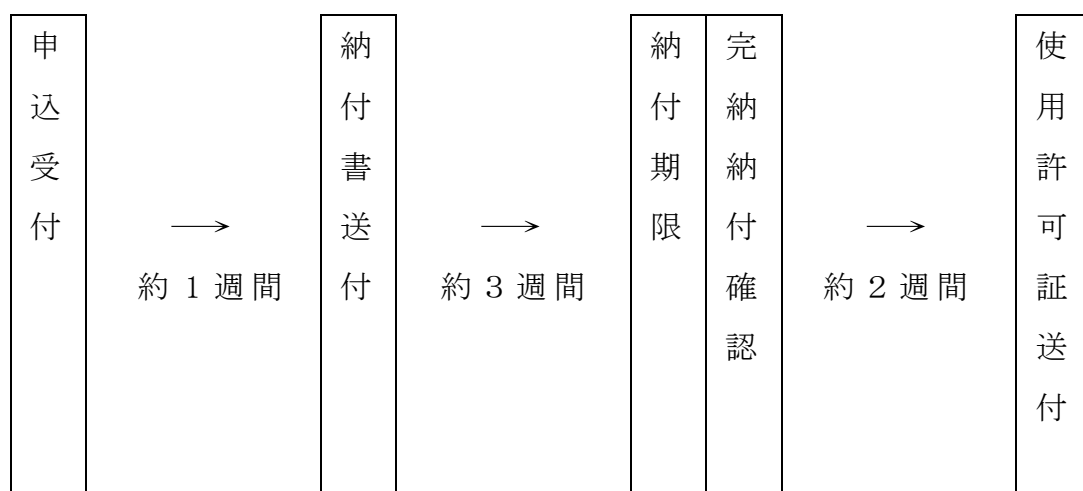
3. 申込みに際しての注意事項

- (1) 1人で2区画以上の申込みはできません。
- (2) 提出された書類は返還いたしません。
- (3) 市外居住者が申込まれる場合は、市内に住所を有する者を管理人と定めることが必要です。(管理人がいないと申込みができません。)
- (4) 使用許可後、3年以内に墓碑を建立しなければなりません。
- (5) 前もって、現地で場所等を確認してください。

4. 申込みに必要な書類等

- (1) 霊苑使用許可申請書（えい地台帳）
- (2) 霊苑使用料分割納付申請書（分割納付希望の方のみ）
※(1)(2)は、名古屋山霊苑管理事務所及び香寺事務所に備えています。
- (3) 申請者の住民票の写し…1通
 - ・発行日より3箇月以内のもの
 - ・本籍地の記載のあるもの
 - ・マイナンバー（個人番号）記載のないものに限ります

5. 申込み受付から使用許可証発行までの流れ



6. 永代使用料・永代清掃料について

- (1)一括納付の場合は、納期限までに全額納入してください。
- (2)分割納付の場合（所定使用料の5%増し）は、10ヵ月10回均等で納入してください。ただし、永代清掃料は初回に全額納入してください。
2回目以降は、毎月永代使用料分割分を指定する期日までに納付してください。
なお、繰上納入された場合でも、永代使用料の減額はできません。

7. 霊苑使用許可証

- (1)一括納付の場合は、永代使用料、永代清掃料の完納確認後、郵送します。
- (2)分割納付の場合は、永代使用料の1回分と永代清掃料の納付確認後、郵送します（ただし、完納後でなければ墓碑の建立はできません）。

8. 墓碑の建立に際しての注意事項

- (1)墓碑は、使用許可をした日から3年以内に建立しなければなりません。
- (2)墓碑は、1区画に1基しか建立できません。
- (3)墓碑の高さ等は、姫路市霊苑墓碑等施設基準に適合しなければ建立できません。
- (4)墓碑には建立者名として使用許可を受けた方（申請者）の氏名を刻んでいただきます。
- (5)墓碑または碑石、形象類およびこれに附属する工作物（石灯ろう、墓誌、囲障等）は、区画にもよりますが、縁石を避けて設置していただきます。
- (6)墓碑の正面は南向きとし、南側に通路がないときは北を正面として建立してください。
- (7)姫路市では墓地使用者はもちろんのこと申請者にかかる個人情報も一切公開しておりません。従って、今回の募集にかかる情報が、石材業者等に伝わるようなことは一切ありません。
- (8)姫路市では特定の業者を指定した申込受付や墓碑建立の斡旋業務は、一切行っておりません。

9. その他の注意事項

①使用許可の取消

次のいずれかに該当するときは使用許可を取り消すことがあります。

- (1)許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。
- (2)使用権を譲渡し、または使用場所を転貸したとき。
- (3)他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき。
- (4)許可を受けた後、ふん墓の造営をしないで3年を経過したとき。
- (5)市長の命じた使用場所の施設の維持および保護をしないで放任のまま5年を経過したとき。
- (6)偽りその他不正な手段により使用料の徴収をまぬがれたとき。
- (7)法令または姫路市霊苑条例もしくはこれに基づく規則および指示に違反したとき。

(注) 霊園の使用許可を取り消されたときは、ただちに墓地を自己の費用をもって原状に回復し、返還しなければなりません。

②使用権の消滅

次のいずれかに該当するときは、使用権は消滅します。

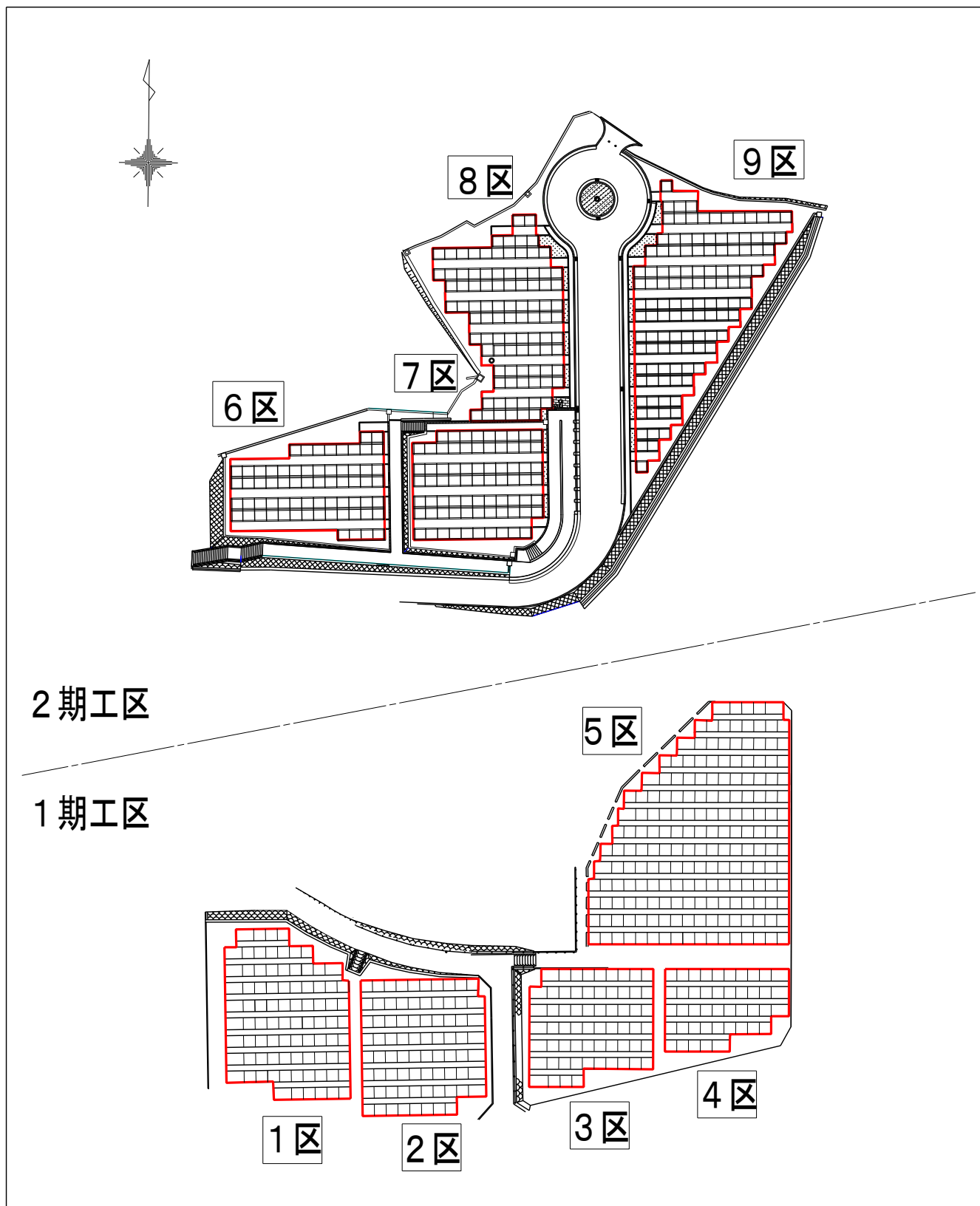
- (1)使用者が死亡し、相続人または親族もしくは縁故者等祖先の祭祀を主宰する者がいないとき。
- (2)使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

③墓地の返還について

墓地が不要になったときは、市長に届け出て、区画を原状に回復し返還しなければなりません。

- (1)使用許可を受けた日から3年以内に墓地を返還した場合、既に納めた永代使用料の90%に相当する額を還付します。永代清掃料は還付しません。
- (2)使用許可を受けた日から3年を越えた後に墓地を返還した場合、既に納めた永代使用料の20%に相当する額を還付します。永代清掃料は還付しません。

片山靈園区画案内図



1 区

4 m²角地



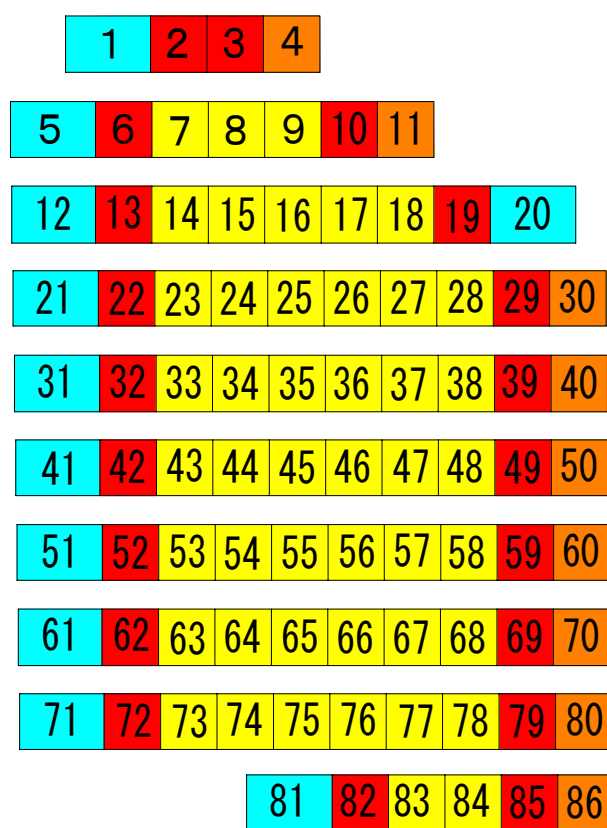
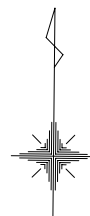
6 m²角地



4 m²次地



4 m²標準地



※墓碑は南を正面として建立してください。

2区

4 m²角地



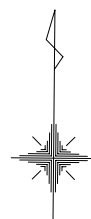
6 m²角地



4 m²次地



4 m²標準地



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
71	72	73	74	75	76	77	78		

※墓碑は南を正面として建立してください。

3 区

4 m²角地



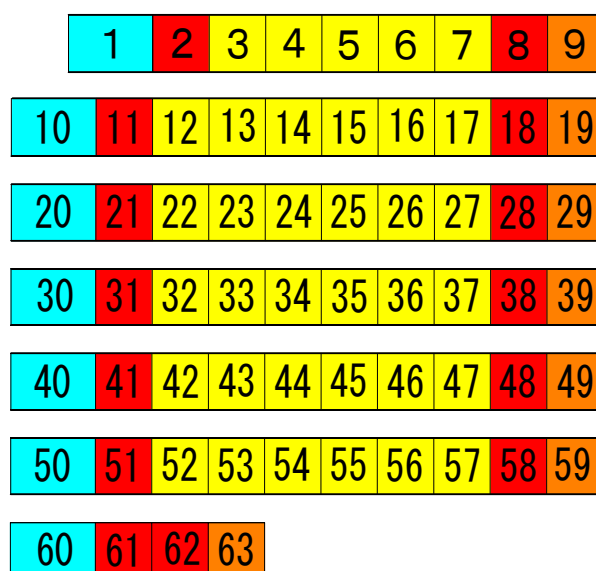
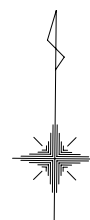
6 m²角地



4 m²次地



4 m²標準地



※墓碑は南を正面として建立してください。

4区

4 m²角地



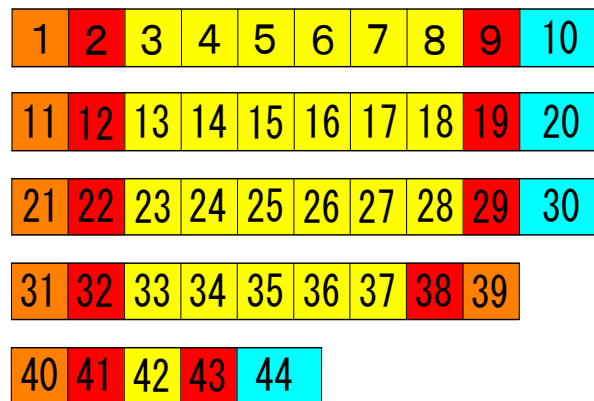
6 m²角地



4 m²次地



4 m²標準地



※墓碑は南を正面として建立してください。

5区

4 m²角地



6 m²角地



4 m²次地



1 2 3 4 5

4 m²標準地



6 7 8 9 10 11 12 13

14 15 16 17 18 19 20 21 22

23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33

34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45

46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59

60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73

74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88

89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104

105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120

121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137

138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154

155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171

172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188

※墓碑は南を正面として建立してください。

6 区

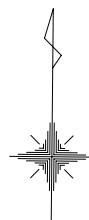
4 m²角地



4 m²次地



4 m²標準地



												通 路	
												1	2
												3	4
												5	6
												7	8
												9	10
												通 路	
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
												通 路	
37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	
50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	
												通 路	
												63	64
												65	66

※墓碑の正面は南向きとし、南側に通路がないときは北を正面として建立してください。

7 区

4 m²角地



4 m²次地



4 m²標準地



通 路										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
通 路										
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
通 路										
43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64
通 路										
65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	

※墓碑の正面は南向きとし、南側に通路がないときは北を正面として建立してください。

8区

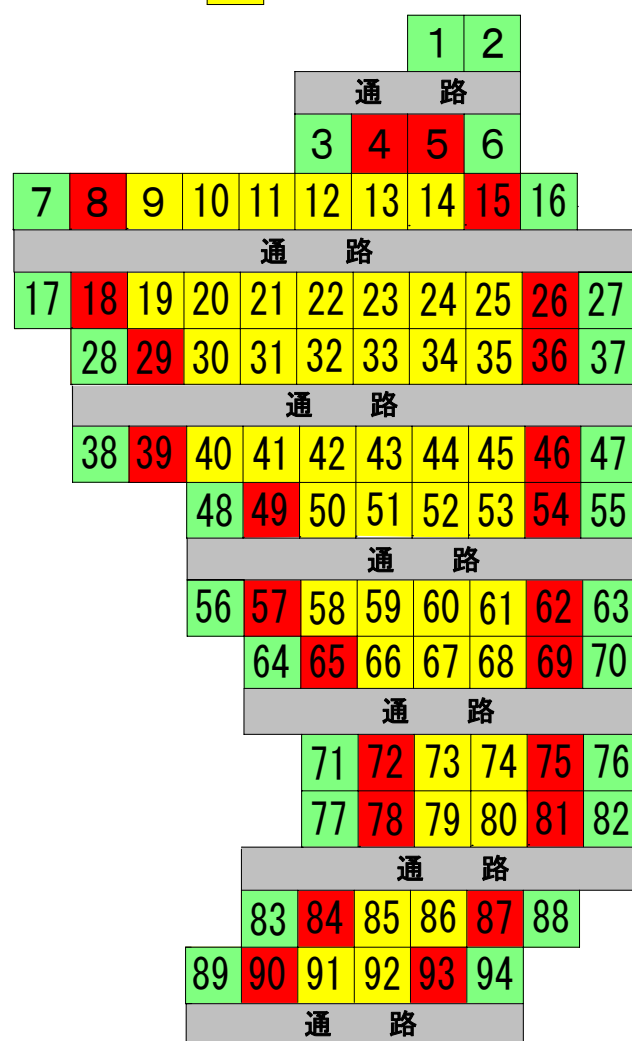
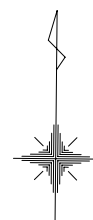
4m²角地



4m²次地



4m²標準地



※墓碑の正面は南向きとし、南側に通路がないときは北を正面として建立してください。

9区

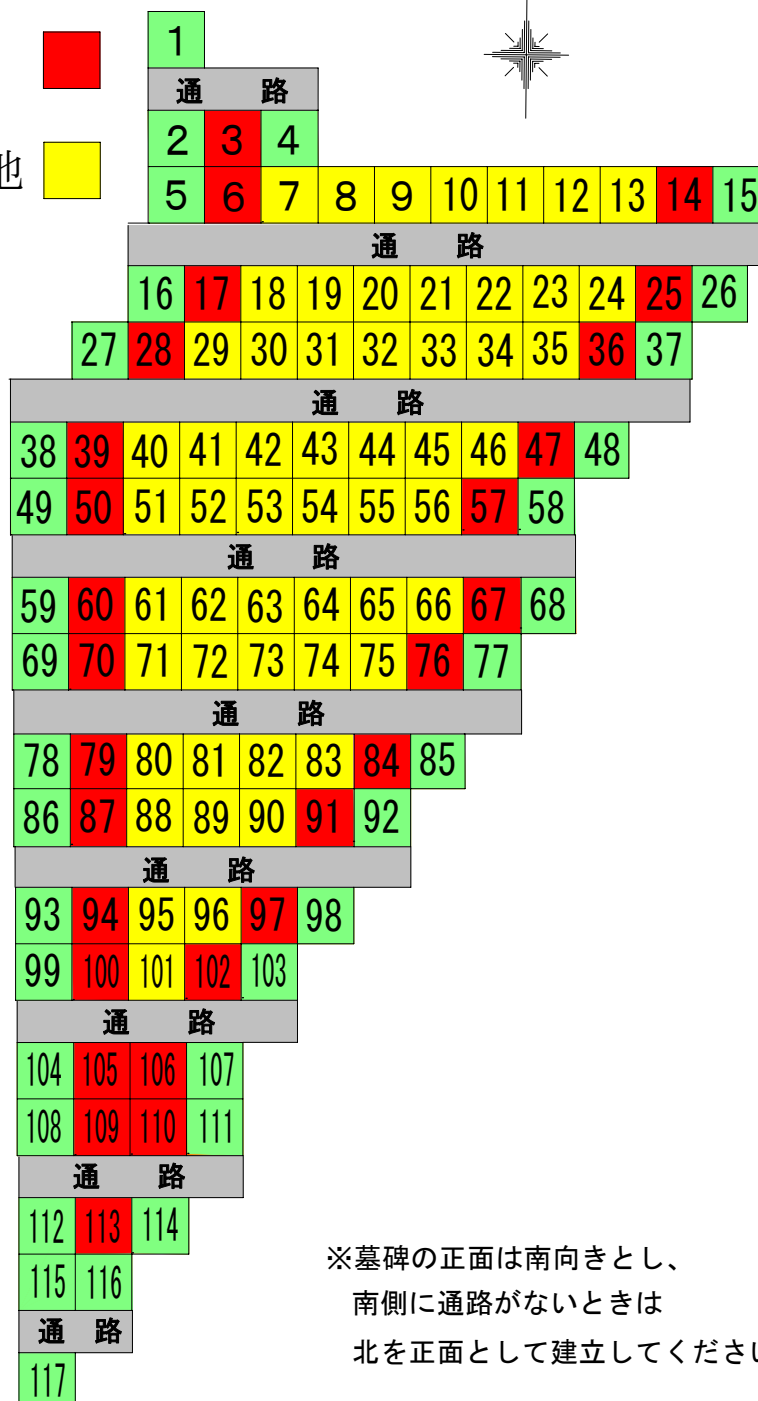
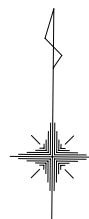
4 m²角地



4 m²次地



4 m²標準地



※墓碑の正面は南向きとし、
南側に通路がないときは
北を正面として建立してください。

